孟子における孔子『春秋』制作説について

加 賀 栄 治

それは、いわゆる春秋時代の、魯の隠公元年(前七三二) から哀公十四年(前四八一)に至る(「左氏経」によれば哀公十 梁伝」・「左氏伝」の三伝を伴った『春秋(経)』である。 今、われわれが手にする『春秋』とは、「公羊伝」・「穀

伝に言う『墨子』の「百国春秋」は、今措く)。 る(『墨子』明鬼篇下に見られる「周之春秋」等や、『隋書』李徳林

字・三字の、総じて短い各条が合計一千八百余条でできて の文献上に登場してくるのは、 いる、極めて簡単な年代記である。この『春秋』が、中国 が三十字ほど、短いものになると一条が一字、あるいは二 る。しかもそれは、各公各年の記事が、長いものでも一条 六年に至る)、十二公、二百四十二年間の魯国の年代記であ 周知の通り『孟子』に始ま

られている個所が三章あり、その一つ、滕文公下篇では、 『孟子』には、今、この『春秋』の名を挙げて論ぜ

> と言っている。 明らかに「孔子が春秋を作った」・「孔子が春秋を成した」

子曰、知我者、其惟春秋乎。罪我者、其惟春秋乎。 者有之。孔子懼、作春秋。春秋、天子之事也。是故孔 世衰道微、邪説暴行有作。臣弑其君者有之。子弑其父

.....中略......

する)。 である(以下、これに関わって論ずるばあい、「公都子草」と仮称 述べるくだりと、最後のまとめのくだりとに見られるもの て展開される長篇の論のうち、孔子を「治」に位置づけて る孟子の答えとして、有名な「一治一乱」の歴史観に立っ ていますが、それはどうしてですか。」と問うたのに対す これは、弟子の公都子が、「先生は弁論好きだと評判され 孔子成春秋、而乱臣賊子懼。

下、「王者章」と仮称) 孟子曰、王者之迹熄而詩亡。詩亡、然後春秋作。(以

章は矛盾していると考え、「王者章」こそが事実に近いも 意に解しているが)。そこで民国の馮友蘭氏は、右。の二つの ていない(古注・新注共に「春秋作」を、「孔子が春秋を作った」 作らる」と読んでも、つまりは春秋が作られたの意となる)と言 見る通りここでは、「春秋作」(「春秋作る」と読んでも、「春秋 四章、闫正名主義」、民国二三年九月、商務印書館。なお馮氏は、 たのだ。」と提唱した(大学叢書本『中国哲学史』「第一篇、第 作ったのではない。『春秋』等の義を取って正名を主張し のだとし、「孔子は、正名を主張せんがために『春秋』を ってはいるが、孔子が「作春秋」(春秋を作った)とは言っ 『春秋』を講じたことだ。孔子は『春秋』を講じて、特に 氏は、『中国哲学史』で「註」し、劉師培の論(「孔子作春 これより以前、「孔子在中国歴史之地位」と題して、 これと同じ趣 秋説」:『左窼集』巻二)を引いた上で、「『春秋』を作るとは、 旨の論を提起している。『古史弁』第二冊、 正名の点を重視したのだ。」と言うに至っている。 「孔子懼れて春秋を作る。」とは、『春秋』を著作したと言 ここに端を発し、 わが国戦後の学界でも、孟子の言う 参照)。 しかも、 馮

之「孔子『春秋』制作説の成立について」『中国哲学論集』17、一強されている。この説は、今もなお続いているようである。近藤則強されている。この説は、今もなお続いているようである。近藤則強されている。この説は、今もなお続いているようである。近藤則強されている。この説は、今もなお続いているようである。近藤則強されている。この説は、今もなお続いているようである。近藤則強されている。この説は、今もなお続いているようである。近藤則強されている。この説は、今もなお続いているようである。近藤則強されている。

九九一年一〇月、九州大学中国哲学研究会、参照)。

相やいかん、であり、今はただ、その実相究明にまっすぐ面の課題は、『孟子』に見られる孔子『春秋』制作説の実は、それほど意味あるものとは考えない。私にとっての当たその必要性も、論争の興味を求める人に対しての外にしかし私には、今ここで、これら内外の諸説につき、一しかし私には、今ここで、これら内外の諸説につき、一

進むことである。

伝」が学官に立てられた時点での孔子『春秋』制作説の実やすくするであろうと考 える。そこで私は、漢代、「公羊上法を採ってこの小論を進めるのが、大方の理解をより得こから逆にさかのぼって『孟子』を照射する。そうした遡のとして定着した時点に立ち、まずその実態を押さえ、そのためには、孔子『春秋』制作説が牢固たるもただ、そのためには、孔子『春秋』制作説が牢固たるも

っているのではない、『春秋』を講説したのだ、だから「作」

してい。いるか、まずその点から、この小論の考察を始めることといるか、まずその点から、この小論の考察を始めることと態は、いかなる様相を呈し、いかなる内容のものとなって

_

呈示してくれているのが、今さらいうまでもなく司馬遷のた正統教学を、儒学一尊にした。そしてその時、五経の一た正統教学を、儒学一尊にした。そしてその時、五経の一の『春秋』は、「公羊伝」による解釈が正統とされた。つの『春秋』は、「公羊伝」による解釈が正統とされた。つかに統教学を、儒学一尊にした。そしてその時、五経の一た正統教学を、儒学一尊にした。そしてその時、五経の一た正統教学を、儒学一尊にした。そしてその時、五経の一た正統教学を、儒学一尊にした。

る。その『春秋』観の最も要約されたものが、実にり『春秋』観が、より豊富に、より集成的に呈示されていの意図をもって成された(太史公自序)。それなるが故に、『史記』は、司馬遷が自ら言うように「『春秋』を継ぐ」

『史記』である。

の二句である、と私は観る。『春秋』とは、「礼の義」秩序春秋者、礼義之大宗也。

ものとして、次のように定位される。 ものとして、次のように定位される。

このように豊富な言辞で述べられている『春秋』観は、見補敝起廃。王道之大者也。(太史公自序)非、定猶予、善善悪悪、賢賢賤不肖、存亡国、継絶世、

夫春秋、上明三王之道、下弁人事之紀、別嫌疑、

べきものに、外ならないこととなる。もたらされたか、そのままが『春秋』制作効用論ともいう方を換えて言えば、『春秋』が作られることによって何がこの。『『『春』』

せるかの如く、拡大展開されたものとなっている。にもかそれとは比べものにならないほど、豊富な大輪の花を咲かるが、前掲・『史記』における『春秋』制作効用論では、高が、前掲・『史記』における『春秋』制作効用論では、では、「孔子春秋を成して、乱臣賊子懼る。」(なおこれに、では、「孔子春秋を成して、乱臣賊子懼る。」(なおこれに、では、「孔子春秋を成して、乱臣賊子懼る。」(なおこれに、では、「孔子春秋を成して、乱臣賊子懼る。」(公都子章」

れは首肯できるであろう。絡が、絶えることなく続いていたであろうことを、われわかわらずその間において、秩序規範の確立という一線の脈

として、次のように言う。と問うたのに対する司馬遷の答えして春秋を作りしや。」と問うたのに対する司馬遷の答えの初めで、上大夫壺遂が、「昔、孔子は、何をか為さんとのであろうか。次には、『春秋』制作意図論ともいうべきのではいったい、このような『春秋』は、何故に作られたではいったい、このような『春秋』は、何故に作られた

討大夫、以達王事而已矣。(太史公自序)非二百四十二年之中、以為天下儀表。貶天子、退諸侯、疾害之、大夫壅之。孔子知言之不用、道之不行也、是太史公曰、余聞董生曰、周道衰廃、孔子為魯司寇。諸

楽は衰えたり。孔子は旧きを脩め、廃れたるを起こし、詩と言っているものである。なおこれに、父司馬談の遺言ととした。」それが『春秋』を制作した意図・目的である、天下の人々の儀表として、真の王者の事業を通達させよう天下の人々の儀表として、真の王者の事業を通達させようれ時代二百四十二年間の事実に是非の判断を下し、それをこれは要するに、「周の王道が衰微したとき、孔子は、春

書を論じ、春秋を作れり。」(太史公自序)を合わせて見る

そこでまた、『孟子』を振り返って見てみよう。まず、れた、とする観方が、より明示されてくるであろう。と、『春秋』は「周道の衰廃」を回復せんと意図して作ら

衰廃」を回復せんとすることにある点で、『史記』と同じて、名音(の「王者の迹熄んで詩亡ぶ。詩亡びて、然る後に春秋作らる。」を見ると、『史記』の言う『春秋』制作意を、孔子懼れて春秋を作る。」は、語調の激しさが際立っり。孔子懼れて春秋を作る。」は、語調の激しさが際立っり。孔子懼れて春秋を作る。」は、語調の激しさが際立っているとはいえ、孔子の『春秋』制作の詩亡ぶ。詩亡びて、然る後「王者章」の「王者の迹熄んで詩亡ぶ。詩亡びて、然る後「王者章」の「王者の迹熄んで詩亡ぶ。詩亡びて、然る後「王者章」の「王者の迹熄んで詩亡ぶ。詩亡びて、然る後

兪序篇では、
兪序篇では、
「董生に聞い」たもの、とされていた。今、董仲舒の著と
されている『春秋繁露』を見ると、その自序ともいうべき
されている『春秋繁露』を見ると、その自序ともいうべき
されている『春秋繁露』を見ると、その自序ともいうべき

一線に連なるといえよう。

を起こし、以て後聖を待 たん とす。(蘇興『春秋繁露義万民の欲する所を正し、下は得失を明らかにし、賢才仲尼の春秋を作るや、上は天端を探りて、王公の位、

証』の訂正に拠る

と言っている。前掲・太史公自序の「董生」の言と、そのと言っている。前掲・太史公自序の「董生」の言と、その孔子『春秋』と言っている。前掲・太史公自序の「董生」の言と、そのと言っている。前掲・太史公自序の「董生」の言と、そのと言っている。前掲・太史公自序の「董生」の言と、そのと言っている。前掲・太史公自序の「董生」の言と、そのと言っている。前掲・太史公自序の「董生」の言と、そのと言っている。前掲・太史公自序の「董生」の言と、そのと言っている。前掲・太史公自序の「董生」の言と、

ない点である。

されることとなった。われわれの最も注視しなければならにいかになされたか、制作実際論ともいうべきものに言及にいかになされたか、「史の記を引く」、史官の記録を引いかにして成されたか、「史の記を引く」、史官の記録を引と言う。ここに至って、『春秋』の制作は何にもとづき、と言う。ここに至って、『春秋』の制作は何にもとづき、

のであろうか。

これまで私は、主として『史記』にもとづきながら、孔これまで私は、主として『史記』にもとづきながら、孔のであろうか。 はっまたは、いかに観じ、いかに論じていることを見た。そして今や、最も注視すべき第三点に至った。 この点につき、司馬遷最も注視すべき第三点に至った。 この点につき、司馬遷説と、一線の脈絡をなしているごあろうか。 担いかに観じ、いかに論じているごあろうか。 担いかに 観じ、いかに観じ、いかに論じているごあろうか。 とれば、果たして、孟子の言うところと、一線に連なるもないが、一線に連なるもない。 これまで私は、主として『史記』にもとづきながら、孔これまで私は、主として『史記』にもとづきながら、孔

故因史記作春秋、以当王法。する言い方をしているものは、儒林列伝序の史記、理往事、正是非、見王心。」と、等しい意味で対応史記、理往事、正是非、見王心。」と、等しい意味で対応

態上、いかなる意味であろうか。また、(「是非を正し」て)「史の記に因って春秋を作る」、史官の記録に因るとは、実の「孔子因史文次春秋」なども、同類とされよう)。とすれば、であろう(なお、孔子世家の「乃因史記作春秋」や、三代世表序

この問題について、司馬遷は、いかに解いているであろ核心とすべき点は、まさしくここにあると思う。ろうか。孔子『春秋』制作説の実相を究明する上で、最もに対し、実際上、いかなる操作をなした結果できたのであ

下至哀之獲麟。約其辞文、去其煩重、以制義法。王道とが莫かった。」とした後、とが莫かった。」とした後、とが其かった。」とした後、とがな西観周室、論史記旧聞、興於魯而次春秋。上記隠、とが其かった。」とした後、

備、人事浹。

「以て王法に当つ」とは、その因った「史記」の記載表現

館が所蔵している列国の「史記」の意であろう。司馬遷は、 と言っているのが、その解答に当たるものと考えられる。 右に言う、「周室」で観た「史記」とは、 周の王室図書

去其煩重、

参照)。すなわち司馬遷によれば、孔子が『春秋』を制作す 皆周室に所蔵されていた、と考えているようである(例え 六国年表序で言う「諸侯史記」、及び「史記独蔵周室」など、

春秋列国にはそれぞれ史官の記録があり、その「史記」は

馬遷によれば、孔子が らない(「興於魯而次春秋、上記隠、下至哀之獲麟」)。 しかし司 の年月に拠って周及び列国のできごとを編次しなければな 『春秋』を制作するに当たって依拠

であった。したがって、魯を主とする立場上、

魯の十二公

るに当たって依拠したものは、周室所蔵の列国の「史記」

などと、魯国に限定された言い方は、していないようであ 「魯の史記」(あるいは「魯の春秋」)とか、「魯の史記に因る」 のためでもあろうか、司馬遷の『史記』のどこを見ても、 した資料は、単に魯国の「史記」のみではないとする。 そ

大事な義法(褒貶の義理を示すきまり)を うち立て なけ れ がある。それを削去し、それを簡約にした上で、なお最も 「史記」であったから、そこには当然、重複があり、 しかも、その依拠したものが、周及び魯を含めた列国の 無駄

使子夏等十四人、求周史記、得百二十国宝書、九月経立。」、『春秋

ち、前掲・「因史記作春秋、以当王法。」と言う、孔子『春 且つ、孔子が「春秋を為るに至っては、筆すべきは則ち筆 ばならない(「約其辞文、 秋』制作説の第三点、何に依拠したかの方法と、いかに書 は完成されたのである(「王道備、人事狹」)。これがすなわ わず。」(『史記』孔子世家)とまで言う。 し、削るべきは則ち削る。子夏の徒、一辞も賛すること能 削」の基準である。 司馬遷は、孔子はそれを成したとし、 以制義法」)。いわゆる「筆 かくして、『春秋

今ここでわれわれは、このような観方・考え方が、 を、私は、今ここで、問題にしようとしているのではない。 容である。 提言している「閔因叙」の文、 なみに、司馬遷以後と思われる公羊家たちが、緯書説などに拠って 派の観方・考え方に外ならないことを、 釈学上、漢代公羊学とよばれ、その勢力を振るっていた一 とを、知れば足りる。言い換えれば、これは、『春秋』解 定着していた孔子『春秋』春秋制作説の実態様相であるこ の当時、「公羊伝」が学官に立てられたころ、牢固として かれたかの実際に関し、司馬遷が呈示しているその意味 このような観方・考え方が、歴史的事実である 「昔孔子受端門之命、 知れば足りる(ち か 司馬遷 否

公羊経伝解詁、隠公第一』題下疏、などを参照されたい)。

なおその章で扱われている全文ではない。そこでは、その後にその章で扱われている全文ではない。そこでは、その後に前掲・「王者章」の文(以下「王者章」第一節とよぶ)は、今そこで、またひるがえって『孟子』を見ることとする。

要があろう。

兀

官の筆に成る年代記、「晉の乗、楚の檮杌、魯の春秋」な右の「王者章」第二節で、孟子は確かに、春秋各国の史

三伝の記載が、この問題をどう扱っているか、参看する必らいえよう)。が、それはともあれ、この点と関わるものといえよう)。が、それはともあれ、この点と関わるものといえよう)。が、それはともあれ、この孟子の立言をもった、前掲・『史記』で見られた孔子『春秋』制作依拠論とて、前掲・『史記』で見られた孔子『春秋』制作依拠論とで、お掲・『史記』との中間に位置すると考えられる『春秋』同一性を明言している。私は、ここに孟子の歴史眼、文献による。この問題への考察を進める上で、われわれは、『孟うか。この問題への考察を進める上で、われわれは、『孟うか。この問題への考察を進める上で、われわれば、『孟の世格・内容のとよばれる各国の「史記」の存在と、その性格・内容のどとよばれる各国の「史記」の存在と、その性格・内容のどとよばれる各国の「史記」の存在と、その性格・内容の

(趙宣子) に罪をきせているのはなぜか。それを解くのが三趙穿であるのに、経文の記載では、時の最高 実力者 趙 盾丑、晉趙盾弑其君夷皐。」と書いている。実際の弑殺者が改えば、魯の宣公二年(前六〇七)、晉の霊公が趙穿に殺

の。今、そのわけには触れない。また、晋の霊公の無道ぶりか件発生の年で説かない例は、「公羊伝」でしばしば見られるも公六年(経)「春、晉趙盾衛孫免侵陳。」の下で説く(事の一公羊伝」は、それを宣公二年(経)の下で説かず、宣

伝共通の課題である。

(下手人) を討たなかった」からであると言う。 葉として、「君主が弑殺され、国に 帰って来たのに、 其君夷獋。」と書かれたわけを、その「史(史官)」の言 が、それも、今措く)。その中で、「晉史書賊曰、晉趙盾弑 立っている。「左氏伝」の史伝記事は、その節略かと思われる ら弑殺されるに至る史伝説話は、三伝中、最も詳しく、且つ筋 賊

②「穀梁伝」は事実の説明を極めて簡略化した上で、 至。」と言うのは、次の「左氏伝」の評言と関わるもの と大差がない。 賊、則志同。」だからであると言う。その点は、「公羊伝」 して、「子為正卿、入諫不聴、出亡不遠。君弑、 「史狐書賊曰、趙盾弑公。」としたわけを、史狐の言葉と なお、その終わりで「於盾也、見忠臣之 反不討

③「左氏伝」は、史実の説明に重点をおく。且つ「詩云」 「子為正卿、亡不越竟、反不討賊。非子而誰。」と言う。 を二度も引いて文飾を加えているが、「大史(董狐)書 趙盾弑其君。」としたわけを、大史の言葉として、

のようである。

明らかに、孔子を経文への評言者、解経者としている。 隠。趙宣子、古之良大夫也、為法受悪。」と言っている。 子の評言を加え、「孔子曰、 董狐、 基本的には、「公穀二伝」と大差がない。その 後で、 孔 古之良史也、 書法不

これに対し、「公穀二伝」ではどうであろうか。「穀梁

共に晉の史官が記載したとする晉国の出来事が、何故に、 またいかにして、『春秋(経)』に書かれることとなったの は、三伝共に等しい。とすると、この経文、すなわち三伝 この経文が晉の史官の記載に拠ったものであるとする点 右の三伝が、義理を解く点での細かな差異は、今措くも、

であろうか。

秋』の制作者としてはいない。しかも、杜預の「春秋序」 に、「左氏伝」において『春秋』とは、魯国の年代記その の冒頭で、「春秋者、魯史記之名也。」と言ってい 「左氏伝」は、右の一例でも明らかなように、孔子を『春 るよう

二十三年・文公十四年・宣公十年等の「凡例」参照)。 晉の大史 国に関する記載があるわけは、各国から魯国にもたらされ 立言と抵触するものではあるまい。 とみなされたばあい、その受け止め方は、必ずしも孟子の 何ら異とすべきことではない。しかも「左氏伝」のこの による記載が、そのまま魯の『春秋』に記載されるのも、 とする(隠公十一年「左氏伝」の「凡例」の外、隠公七年・僖公 た「赴告」に拠ったもの、「赴告」そのままを書いたため ものをさす。したがって、その『春秋』に、魯国以外の各 『赴告」説が、「王者章」第二節の立言から転化されたもの

と共に、「左氏伝」との相互交渉も認められるようである。瞭ではない。且つまた、「公羊伝」と重なり合う面をもつようではある。しかし、その主張の一貫性は、必ずしも明伝」は、『春秋(経)』の作者を孔子とする立場に立つかの

これに比し、「公羊伝」は、哀公十四年伝の末尾で、「君子

(疏云、君子、謂孔子。) 曷為為春秋。

撥乱世、反諸正、

莫近

れば、右の「公羊伝」で言り「晉史」とは、いかなる性格んで、『春秋』制作者とする立場を一貫させている。とす諸春秋。」と明言しているのを始め、孔子を「君子」とよ

のものとなるであろうか。問題は、この「晉史」が、「公

ている表れ、とみなしうるか否かの点である。国の「史記」を孔子が直接的に参照・依拠したものと認め羊伝」の立場からみて、孔子『春秋』制作時において、各

春秋を作るに当たっては、広く諸国の史料を参照したことこの問題につき、ある論者は言う、「公羊伝は、孔子が

ているならば、『春秋(経)』に魯国以外の各国の記事がおなしうるとしたばあい、且つ「公羊伝」がそれを一貫させを、然りであるとするためである。しかし、仮りにそうみ「王者章」第二節の立言に対する「公羊伝」の受け止め方を認めているとなしてよい。」と(前掲注、山田論文、参照)。

びただしく記載されている限り、「公羊伝」には、この「晉

交渉を示す一例に過ぎないのではあるまいか(私は、三伝の右の「晉史書賊曰、云云」の記載は、 たまたま三伝の相互する、決定的記載は見られないようで ある。「公羊伝」の伝」には、孔子が各国の「史記」に直接依拠して書いたと伝」には、孔子が各国の「史記」に直接依拠して書いたとは、と同様、各国の名を冠した「某史」という記載が頻出史」と同様、各国の名を冠した「某史」という記載が頻出

要するに、『孟子』「王者章」第二節の立言は、前掲・形成過程における相互交渉を、かなり密なものと考えている)。

『史記』で見られた『春秋』制作依拠論へと、そのまま直

ろう。ましてや、『史記』で説く周室所蔵の「史記」を観さかのぼりうる)以後、漢代に至る間に形成されたものであうな『春秋』制作依拠論は、「公羊伝」の成書(それは、通うな『春秋』制作依拠論は、「公羊伝」の成書(それは、通いような漢の景帝のころでは決してない。少なくとも秦代まではいから、その間に、孔子『春結するものでは決してない。しかも、その間に、孔子『春結するものでは決してない。しかも、その間に、孔子『春

それは、『春秋』がいかに書かれたかの、『春秋』制作実際次いで考察すべきは、「王者章」第三節である。しかもべきであろう。

(

うち立てたとするのと、

直結するものであろうか。 子が列国の「史記」の重複を削り、簡約にした上で「義を」 て、「其の義は則ち丘、竊かにこれを取る。」と言っている。 前述・『史記』に見られたような意味での孔子筆削説、 論と関わるかの如く見えるものである。それは果たして、 さて、『孟子』「王者章」第三節では、孔子の言葉とし 孔

いかに受け止めているか、そのことから考察を始めたい。 たものであろうか。まず、『春秋』三伝はその点につ い う。それはいったい、いかなる意味、いかなる実態を言っ しその基準)をさす。 それを「孔子は竊かに取った。」と言 限り、「其の義」とは、『春秋』の義(褒貶の価値判断、 たものであろうとも、今「王者章」として一括されている もともとこのくだりが、前二節と異なる時・所で発言され 7

詞則丘有罪焉耳。」(朱注が引くのは傍点部)を引き、「意亦如い、、、、、、 春秋之信史也、其序則斉桓晉文、其会則主会者為之也。其 立場に立ってなされたものである。つまり、「公羊伝」は 孟子のこの立言と密に関わっており、朱熹の解釈は、その 此。」と言っている。「公羊伝」の立場は、朱熹の言う通り、

(経)』の「詞=辞

(記載表現)」に対し、

孔子が責め

氏伝」の立場は前にも触れたように、

あくまでも一事

(史

解くに当たり、昭公十二年「公羊伝」の「子曰、(中略)、

朱熹の『孟子集注』が、この「其義則丘竊取之矣。」を

はすべて孔子の筆によって成されたとするものである。 を負うものと言っており、その限りにおいて、 その「辞」

「王者章」の「其義則丘竊取之矣。」と対応するものであろ う。そしてこの「引取之也。」は、「

魯に引き当てて義を示 麟」の伝で、この記載表現を「引取之也。」と解している。 次に、「穀梁伝」は、例えば、哀公十四年(経)「西狩獲

されている「義」、すなわち、孔子がそう書いている意味・ 載表現に即し、逐一それをとり上げつつ、その「辞」に示 とするものである。だからこそ「公穀二伝」は、経文の記 ではないとしても、孔子の意思によって書き成されたもの 伝」もまた、『春秋(経)』の「辞」が、たとえそのすべて 審集解』、一九八八年一○月、汲古書院、参照)。 つまり「穀 きであろう(前掲注、 した。」あるいは「魯に引き当てて義をこめた。」と解すべ 山田論文、および岩本憲司『春秋穀梁伝范

その例を一々挙げるまでもなく、「公穀二伝」を一見すれ の究明を、あくまでも第一義としているものである。今、 を述べることを必要限度内にとどめ、「辞」に示される「義」 精神を究明しようとする形をとる。「公穀二伝」は、「事」

は、なにびともそれに気づくであろう。 これに対し、「左氏伝」のばあいはどうであろうか。

正月。」に対し、「左氏伝」は、「公穀二伝」とは比べものいる。例えば、『春秋』開巻冒頭の経文「元年、春、王、実)」を重視し、必ずまず「事」を述べることから始めて

にならない簡略さで、「元年、春、王、周正月、即位を書

然のことながら、『季火(蚤)』の記載表見と対し、その意「事」を述べることから始める「左氏伝」とて もま た、当さざるは、摂なればなり。」と、事実のみを記す。しかし、

くまでも経に対する伝として形成されたものだからであ味(義)を説こうとする。それは、「左氏伝」もまた、あ然のことながら、『春秋(経)』の記載表現に対し、その意

る。

述べた後に、年(経)「夏五月、鄭伯克段于鄢。」の伝で、まず「事」を年(経)「夏五月、鄭伯克段于鄢。」の伝で、まず「事」をおける位置や、その形はさまざまである。例えば、隠公元ただ、「左氏伝」が「義」を説くば あい、その伝文中に

曰克。称鄭伯、譏失教也、謂之鄭志。不言出奔、難之書曰、鄭伯克段于鄢。段不弟、故不言弟。如二君、故

「段」(段と名を称して弟と言わないこと)で あ り、「克」(克つまた、ここで「義」を解くためにとり上げられた「辞」は、「義」を解く形をより明示しているものとい えよ う。且つと言う。こうした形、「書曰」(書云)などが、「左氏伝」で

た。

そこでは、右の「書曰(書云)」や「故書」「不書」「不称」、と書かれていること)であるが、この問題としている「辞」で記されていること)であるが、この問題としている「辞」で記されていること)であるが、この問題としている「辞」に含まれている「義」は、どうして、誰によって解かれたとするのか、いる「義」は、どうして、誰によって解かれたとするのか、いる「義」は、どうして、誰によって解かれたとするのか、いる「義」は、どうして、誰によって解かれたとするのか、いる「義」は、どうして、誰によって解かれたと名ざしと書かれていること)であり、「鄭伯」(鄭伯がやったと名ざしと書かれていること)であり、「鄭伯」(鄭伯がやったと名ざしと書かれていること)であるが、この問題としている「辞」

の三伝における受け止め方が、二様に示されることとなっるであろう。それが、「王者章」の「取之」の理解としてるであろう。それが、「王者章」の「取之」の理解としてるであろう。それが、「王者章」の「敦」を摂取して解いたごととなるであろう。それが、「王者章」の「義」を摂取して解いたごととなるであろう。それが、「王者章」の「真が「書曰」等であるとする。とすれば、「王者章」の「其が「書曰」等であるとする。とすれば、「王者章」の「其が「書」に対する評言言う。つまり孔子は、『春秋(経)』の「事」に対する評言言う。つまり孔子は、『春秋(経)』の「事」に対する評言言う。つまり孔子は、『春秋(経)』の「事」に対する評言言う。つまり孔子は、『春秋(経)』の「事」に対する評言言う。つまり孔子は、『春秋(経)』の「事」に対する評言言う。つまり孔子は、『春秋(経)』の「事」に対する評言言言。

などと言って「義」を解いているのは、皆、孔子による

「変例(「凡例」に見られる周公の旧例を変えた新例)」 であると

を制作するに当たって依拠したものを列国の「史記」とし 作実際論に立ち返ってみよう。 に証拠立てるものが、三伝の中にあるだろうか。 なるであろう。仮りに然りとしたばあい、それを今、 もの、あるいはもとの「春秋」の記載を書き変えたものと る、と言う。それならば今見る『春秋』は、もとの「春秋 に「義法」をうち立てたのだ、と言う。しかもそれ た上で、その重複を削去して「辞」の文を簡約にし、そこ (依拠資料となった各国の「史記」)」の記載に書き加えられた 筆すべきは則ち筆し、削るべきは則ち削った」結果で そこでまた、 前述・『史記』に見られた孔子『春秋』 司馬遷は、孔子が『春秋』 は あ 制

恒星不見。夜中、星貫如雨。」に対する「公羊伝」で、比している記載である。荘公七年(経)「夏四月辛卯、夜、羊伝」で言う「不脩春秋」と「君子の脩めた春秋」とを対この問題と関わる唯一の資料ともいうべきものが、「公

いるかは今問わない)、「公羊伝」の 立 場、 す な わ ち 『春秋を修改した」と言う 限り(そこにいかなる「義」がこめられてして、「不脩春秋」 なるもの が あ り、「君子(孔子)がこれと言うのがそれである。この伝文に対する解釈は今略すとと言うのがそれである。この伝文に対する解釈は今略すとと言うのがそれである。この伝文に対する解釈は今略すとと言うのがそれである。この伝文に対する解釈は今略すとで修改した。

(経)』の「辞」がすべて孔子によって成されたとする立場(紅は、「不脩春秋」と「君子脩春秋」との関係について、別に意見をもっているが、今は略す)。しかしながら、「公羊伝」に見られるこの一例のみをもって、『史記』で言う「筆削説」られるこの一例のみをもって、『史記』で言う「筆削説」の、立説の根拠とはなりえないもの、といわねばなるまの、立説の根拠とはなりえないもの、といわねばなるまの、立説の根拠とはなりえないもの、といわねばなるまの、立説の根拠とはなりえないもの、といわねばなるまの、立説の根拠とはなりえないもの、といわればなるであろう。

Ŧī

の違いはあっても)を見た。しかし、孔子『春秋』制作説のの違いはあっても)を見た。しかし、孔子『春秋』制作説のたっちの実態を『史記』でとらえ、そこから逆に照射してを、便宜、『春秋』制作効用論・意図論・実際論に分けてを、便宜、『春秋』制作効用論・意図論・実際論に分けてその実態をとらえ、その上で『孟子』の立言を振り返ってその実態をとらえ、その上で『孟子』の立言を振り返ってその実態をとらえ、その上で『孟子』の立言を振り返ってその実態をとらえ、その説の確立された漢代、「公羊伝」立学を究明すべく、その説の確立された漢代、「公羊伝」立学を究明すべく、その説の確立された漢代、「公羊伝」立学を究明すべく、その説の確立された漢代、「公羊伝」立学を究明すべく、その説の確立された漢代、「公羊伝」が

でないことを見た。 実際いかに書かれたかの点に至ると、それは直結するもの核心ともいうべき実際論、『春秋』の制作は何に 依 拠 し、

っている「公都子草」での立言は、いったい、いかなる意に、「孔子が春秋を作った」・「孔子が春秋を成した」と言作説に立つものではない。とすれば、孟子が最もたんてき性があった。「左氏伝」の受け止め方は、孔子『春秋』制性があった。「左氏伝」の受け止め方は、孔子『春秋』制した。「孔子が春秋を作った」・「孔子が春秋を成したとき、しかも、その間に『春秋』三伝を置いて考察したとき、しかも、その間に『春秋』三伝を置いて考察したとき、しかも、その間に『春秋』三伝を置いて考察したとき、

たか。それは要するに、崩壊しつつある現実の社会秩序を う孔子『春秋』制 孟子の特長的史観、一治一乱の歴史観に立つ、緊密性に富 めに作られたか、『春秋』が作られた結果何がもたらされ 図論の領域で立言されている点である。『春秋』 い。ただ、ここで今、はっきりといえることは、孟子の言 ある。しかし今ここで、それを詳論する余裕がもはや んだ(よりたんてきにいえば、 『孟子』「公都子章」は、その長篇さもさることなが 作説が、 レトリックに富んだ)一大文章で 前述·『春秋』 制作効用論 は何の 55 た ts

営みとして、その古典化を図るべく、最も力が注がれてい『春秋』は、新たなる秩序規範の樹立をめざす儒家教団の戦国時代中期の様相を論ずることも、今措く。まさしく戦国時代中期の様相を論ずることも、今措く。まさしく

た対象であったのである。

『春秋』を結びつけるさまざまな営みがなされた、 ここにもとづく想定に立つものと、私は考える。 るまい。その結果、歴史事実として、漢代における「公羊 経作業(伝の作成作業)も、早くからなされていたに違いあ 授受説のみではない。「公羊伝」で説かれているような解 なされて行ったであろう。それは、後に見られる『春秋 らない。おそらく儒家教団では、 は、その想定を成り立たせる端緒ないし根拠がなけ にはありえない。孔子が『春秋』を作ったとする立言は、 て定位されることとなったのである。 伝」立学となり、 秩序規範の樹立者、それは儒家教団 孔子は、 秩序規範の樹立者、 それを求めて、 にとって、 孔子以外 また、 孔子と

味での立言となるであろうか。

立言には、その後の『春秋』三伝等の形成過程で、それら孟子のころの儒家教団における『春秋』古典化活動に伴うなお付言しよう。孟子の『春秋』に関する立言、ないし

史的意義を認めるべきであろう。『孟子』に見られる『春秋』に関する立言の、総体的な歴りときざしていた。この点においてもまた、われわれは、の伝をそれぞれに定着させる根拠的萠芽が、そこにはっき

(文教大学)